慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	国際事業活動に関する情報公開のための法的措置
Sub Title	Legal Instruments for the Disclosure of Information on International business Activities
Author	桜井, 雅夫(Sakurai, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1979
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.52, No.11 (1979. 11) ,p.25- 66
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19791115-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国際事業活動に関する情報公開のための法的措置

桜井雅夫

はじめに
一　国　連
二　OECD
三　日　本
(一)　対内投資
(二)　対外投資
四　イギリス
五　西ドイツ
六　アメリカ
(一)　センサス
(二)　対内投資
(a)　審査諸法案
(b)　一九七四年外国投資調査法
(c)　一九七八年農業外国投資開示法
(三)　対外投資
——一九七六年国際投資調査法
むすびにかえて

はじめに

ある国が、自国への外国投資（対内投資）と自国からの外国投資（対外投資）の実態を正確に把握することは、きわめて困難なことである。内国会社の活動については、経済関係法規が比較的整備されている場合には、証券取引法や商法によつて義務づけられた報告によつて、少なくとも会計情報については、ある程度まではわかる仕組みになつている。

しかし、その当該内国会社が対外投資を行なつた場合に、投資母国と投資受入れ国の経済関係法規の整備が不十分であるときは、受入れ国政府自体はもちろんのこと、投資母国乃至第三国及び国際機関は、投資の実態を確実に知る手段をもたない。たとえば、甲国の会社が乙国で子会社を設立し、その乙国子会社が丙国に孫会社を設立したというような場合には、甲、乙、丙国政府及び国際機関はともに、三社の事業活動の相互関係を広く知ることがほとんど不可能である。

今日、企業による情報公開とその評価がきわめて重要であることは、いうまでもない。それは、多国籍企業をめぐるさまざまな問題――労働福祉の増進、移り気な短期資本移動の監視、適正技術の選択、消費者利益の保護、独占的な商慣行の規制、人為的な振替価格（transfer pricing）及び課税回避の防止など――と、それらの問題を処理するための諸々の提案にとつて中心的な課題であるということができる。

さらに、今日の法人会計は、主として株主への報告と内部利益のコントロールを目的として設計されたものである。その様式は国によつて異なり、さまざまな会社の報告書を比較することは、ほとんど不可能である。

しかしながら、各国政府は、会社の国籍いかんに拘らず、比較可能な会社報告書と、政府による有効な意思決定のための経済社会情報を利用可能な形で公開するような会社報告書を必要としている。そうなれば、次には比較可能な国際標準会計・報告制度が必要になる。

各国政府その他利害関係機関にとつてとくに有用であろうと思われる情報の種類としては、資産の評価・再評価とその呼称通貨、在庫、研究開発費、創業費、振替価格、年金その他積立金、所得の源泉と取得時期、賃金その他労働者給付などが考えられる。これら情報提供の様式としては、主として政府の必要性と利用を考えてそれに適したように設計されればよいが、それでは会社の通常の習慣・慣行に適しないことになるかもしれない。

したがつて、当分の間、会社としては、各国が要求する別々の規準に合わせて各国に対して引きつづき報告を行なつていくほかはないものと思われる。かりに、国際会計基準が合意のもとに適用されれば、それは多国籍企業の年次報告書に織り込まれる追加データとなるかもしれない。(1)

このような状況にかんがみて、経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development, 略してOECD）と国連は、新しい情報公開のメカニズムを検討しはじめ、さらにアメリカは、国連とは若干意図を異にしながらも、その分野の調査を法制化してきている。以下、いくつかの国際機関と先進国の状況を概括し、今後のわが国のとるべき態度について記することとしたい。

(1) *The Impact of multinational corporations on the development process and on international relations; report of the Secretary-General.* U. N. doc. E/5500, June 14, 1974, p. 80.

一　国　連

一九七四年に、国連の「開発及び国際関係に対する多国籍企業の役割を研究するための有識者グループ」（Group of Eminent Persons to Study the Role of Multinational Corporations on Development and on International Relations）(1)は、国連経済社会理事会のもとに「多国籍企業委員会」（Commission on Transnational Corporations, 略してTNC委員会）の設立を勧

告するとともに、[2]このＴＮＣ委員会のもとに、国際会計基準に関する専門家グループを設立するよう勧告した。[3]

ＴＮＣ委員会は七五年三月に第一回会合をもつたが、そこでは多国籍企業が情報を提供するにあたつて必要とする標準様式の作成の可能性を検討するための専門家グループの設立が勧告された。[4]経済社会理事会は、このあと「多国籍企業センター」（Centre on Transnational Corporations, 略してＣＴＣ）[5]が七五年七月の経済社会理事会第五九回会期に専門家グループを招集することを認可した。[6]次いで、ＴＮＣ委員会は七六年三月の第二回会合において、「国際会計・報告基準専門家グループ」（Expert Group on International Standards of Accounting and Reporting）が七六年中に第一回会合をもつべき旨を決定した。[7]ＴＮＣ委員会はまた、ＣＴＣが総合的な情報システムを確立することに関連し、情報の利用可能性について専門家グループがＣＴＣから意見を求められることも確認した。このＴＮＣ委員会の決定に従つて、事務総長は、個人の資格で奉仕すべき専門家グループを任命したのである。[8]

この専門家グループ招へいの目的は、次の各事項を遂行することであつた。

――多国籍企業による現行の報告慣行及び各国における報告要件をレビューすること。

――現行の会社報告における情報ギャップを識別確認し、また報告改善のための諸提案の実行可能性を検討すること。

――多国籍企業及びその子会社による報告のなかに織り込まれるべき事項について、この問題に関する諸グループの勧告を考慮し、定義を付してミニマム・リストを勧告すること。[9]

この専門家グループは、七六年八月～九月にジュネーブで、そして七七年七月にはニューヨークで会合し、報告書をまとめ、ＴＮＣ委員会に提出した。[10]この報告書は、直ちに関係国に送付され、七八年五月に経済社会理事会において政府間討議に付された。かりに、国連がこれを採択した場合には、現在検討中の「国連多国籍企業行動規準」――発展途上国からは少なくとも一部については法的拘束力を有することが期待されている――に織り込まれることが予定されている。[11][12]

この報告書が勧告している国連ベースの情報公開基準の概要は、次のとおりである。

㈠ まず、情報開示の主体たる多国籍企業（transnational corporation）とは、会社又はグループの最終親会社がベースを置く国の外で生産又はサービスの施設を運営する会社又は会社のグループである。[13] そして連結ベースで少なくとも次の二つの基準に合致する多国籍企業に対して「全体としての企業」（enterprise as a whole）のための情報開示ミニマム・リストが適用される。すなわち、

―総資産が五〇〇〇万ドル超であること、

―純売上高が一億ドル超であること、

―従業員数が一期間平均で二五〇〇人超であること。[14]

㈡ 情報開示の対象となる多国籍企業は次の三つである。すなわち、

―全体としての企業（enterprise as a whole）、

―「全体としての企業」を構成する中間の親会社（intermediate parent company, 持株会社）、

―個々のメンバー会社（individual member company）。[15]

㈢ 「全体として企業」及び個々のメンバー会社による情報開示のために、最低限必要とされている事項は、次のとおりである。すなわち

―貸借対照表、損益計算書及び資金運用表（statement of sources and uses of funds）を公表すること、[16]

―財務諸表作成に用いた会計方針を開示すること。それには、連結決算、グループ会社間の取引、地域又は国の選択基準、事業部門別区分の基準などを示すこと、[17]

―会計情報は、地域別、事業部門別に区別して開示すること、[18]

――会計情報のほかに、次のような事項を含む非会計情報を開示すること、

労働及び雇用、

生産、

投資計画、

組織構造、

環境措置。[19]

以上のような情報開示は、ひとつは一般目的のためのものであり、他は特別目的のためのものである。後者の報告書の利用者は主として政府であり、情報としてはとくに、会社の組織、経営支配、生産能力、生産高、原価構成、投資計画、雇用計画その他政府が求める会社の活動及び方針に関するものが含まれるが、その内容は一般公衆に対してはほとんど常に秘密である。[20]

以下には、専門家グループが勧告している前者の報告書の構成を記しておこう。[21]

〔一般目的をもつた報告のための最低必要項目〕

第一部　会計情報

会計の基本的前提

財務諸表項目の定義

第A章　全体としての企業

一般目的をもつた報告のための最低必要項目

1　財務諸表の主要項目

2　会計方針の開示
3　会社グループのメンバー及び関連会社（associated companies）に関する情報
4　地域別区分
5　事業部門別区分

第B章　個々のメンバー会社

一般目的をもつた報告のための最低必要項目

1　財務諸表の主要項目
2　会計方針の開示
3　会社グループのメンバーに関する情報
4　在外資産の開示
5　事業部門別区分

第二部　非会計情報

第A章　一般目的をもつた報告のための最低必要項目

1　労働及び雇用
2　生産
3　投資計画
4　組織構造
5　環境措置

第B章　個々のメンバー会社

1　労働及び雇用
2　生産
3　投資計画
4　組織構造
5　環境措置

専門家グループは、このミニマム・リストを起草するにあたつて、多国籍企業による会計・財務報告の国際基準のためのIASC（International Accounting Standards Committee）、OECD及びEECの作業を斟酌しているものの、同グループの方が会計報告を超えている点で幅が広いといえる。非会計情報にまで報告の幅を広げた理由は、多国籍企業が国内レベル・国際レベルで社会及び経済に与える影響に関する情報の開示が、諸々の利用者団体、一般公衆、受入れ国社会及び国際社会のなかで増大してきている関心を満足させることにもなるという判断からであろう。[22] このこととの関連では、専門家グループは、ICFTU（International Confederation of Free Trade Unions）、WFU（World Federation of Trade Unions）、WCL（World Confederation of Labour）、ETUC（European Trade Union Confederation）、TUAC（Trade Union Advisory Committee to OECD）などの労働組織並びにICC（International Chamber of Commerce）、BIAC（Business and Industry Advisory Committee to OECD）などの使用者組織の経験と諸提案を含めて、ILOが雇用・労働関係の分野で行なつた作業に注目している。情報開示がなされるべき項目と右関係グループとの関連を示せば、左表のようになる。[23]

今後は、この専門家グループのミニマム・リストが基になつて、国連の枠組みのなかで国際的に容認される一連の報告基準が作成されていくことになろうが、発展途上国側は、その際この基準に法的拘束力を与えるよう求めてくるものと思われる。

情報開示項目と関係グループ

	CTC	UNCTAD	OECD	EEC	ICFTU	ILO	ETUC	IASC	ICC
財務諸表の提示内容	ML		GL	第4次指示書	MC			IAS 5, E7 注D参照	
連結	ML		GL	第7次指示書	MC			IAS 3	
サブ連結	ML								
エクイティ・ベース／コスト・ベース	ML							IAS 3	
本国通貨への転記	ML							E 11	
セグメンテーション	ML		GL	第4次指示書	MC				
価格変動に伴う会計	ML				MC			IAS 6	
会計方針の公開	ML		GL					IAS 1	
投資計画	ML				MC		EAP		G 11
国際収支へのインパクト	E/C. 10/18								G 11
課税	E/C. 10/18 注A参照		GL		MC		EAP		G 11
振替価格	ML E/C. 10/18								
問題を有する支払	E/C. 10/18 注A参照								注E参照
所有と支配	ML E/C. 10/18		GL		MC		EAP		G 11
制限的慣行	E/C. 10/18	TD/B/C. 2 TD/AC. 6/4	GL	第1次指示書	MC		EAP		G 11
生産	ML				MC				
技術移転	E/C. 10/18	TD/AC. 1/4 TD/AC. 1/7	GL		MC		EAP		
労働と雇用	ML E/C. 10/18		GL		MC		注C参照		G 11
環境へのインパクト	ML								

注

注A	次の資料も参照。ST/ESA 42, Report of the Group of Experts on Tax Treaties between Developed and Developing Nations, Sixth Report, 1976.
注B	次の資料も参照。B/Ac. 64/L3, Ad Hoc Intergovernmental Working Group on the Problem of Corrupt Practices, 24 May 1977.
注C	ILO Tripartite Declaration of Principles Concerning Multinational Enterprises and Social Policy MNE/1977/D. 8.
注D	E7-Exposure Draft 7は，資金の源泉と使途についてカバーし，ISA 5 は，貸借対照表と損益計算書についてカバーしている。
注E	ICC Document No. 192/36-Ethical Practices in Commercial Transactions.

ドキュメント

ML	UN Minimum List for Financial and Non-Financial Information drafted by Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting. この報告書のAppendix A参照。
GL	OECD Guidelines for International Investment and and Multinational Enterprises
MC	ICFTU Multinational Charter
EAP	ETUC-European Action Programme-Multinational Groups of Companies
Gl1	ICC Guidelines for International Investment
E/C. 10/18	Transnational Corporations: Material Relevant to the Formulation of a Code of Conduct, 10 December 1976.
TD/B/C. 2, AC. 6/4	UNCTAD, Report of the Third Ad Hoc Group of Experts on Restrictive Business Practices on its First Session
TD/AC. 1/4, TD/AC. 1/7	UNCTAD, Report of the Intergovernmental Group of Experts on International Code of Conduct on Transfer of Technology, First and Second Sessions
E 7	IASC Exposure Draft 7
E 11	IASC Exposure Draft 11
IAS 1, 3, 5, 6	IASC Definitive Standards

関係機関名

CTC	UN Commission on Transnational Corporations
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development
EEC	European Economic Community
ICFTU	International Confederation of Free Trade Unions
ILO	International Labour Organisation
ETUC	European Trade Union Confederation
IASC	International Accounting Standards Committee
ICC	International Chamber of Commerce

この基準を国際的に調和あるものとするためには、各国の法令、とくに、現在は要求されていないが多国籍企業の行為及びその国民経済への影響をより完全に査定するために重要なある種の情報の開示を求めるような法令を適切に調整することが前提となる。[24] 現実には各国政府に対する国連勧告という形で行なわれる要請を、各国がそれぞれの国情に応じて国内法に織り込んでいくということになるであろう。[25]

(1) この有識者グループは、一九七二年七月二日付国連経済社会理事会決議一七二一（LIII）に基づいて設置された。わが国からは、小宮隆太郎東大教授が任命された。このグループの報告書は前出注(1)のとおりである。

(2) The Impact…, p. 35. なお、このドキュメントでは、Commission on "multinational corporations" という表現が使われていたが、一九七四年の経済社会理事会は、これを "transnational corporations" に置き換えることを決定している。なお、米州機構（OAS）も第四回総会（一九七四年）以降、常設理事会、法律委員会及び事務局で検討してきたが、法律委員会では "transnational enterprise" と呼称することを決定している。また、OECDでは、"multinational enterprise" を使用している。

(3) *Ibid.*, p. 80.

(4) *Official records of the Economic and Social Council, fifty-ninth session, supplement no. 12.*

(5) 前記有識者グループによって設立を勧告されたもの。*The Impact*, p. 37.

(6) *Official records of the Economic and Social Council, fifty-ninth session, supplement no. 1, decision 114 (LIX).*

(7) *Official records of the Economic and Social Council, sixty-first session, supplement no. 5.*

(8) わが国からは、加藤竹松三菱商事（株）副社長（塾員）が任命された。

(9) *International standards of accounting and reporting; report of the Group of Experts.* U. N. Commission on Transnational Corporations, July 1977. pp. 1-2.

(10) 注(9)の資料がそれである。

(11) わが国の場合には、たとえば通産省産業政策局長の諮問機関として、多国籍企業研究会情報部会が局内に設けられ、この国連ペーパーを詳細に検討した。なお、この部会には、慶應義塾大学の小林規威教授と筆者も参加しており、次のような調査結果がまとめられている。『国際化企業に要求される経営情報公開への動き（昭和五二年度多国籍企業研究会情報部会報告書）』通産省、一九七八年一〇月、一九三頁。

(12) 多国籍企業による不正支払（不正二重会計、不正競争、脱税等を除き国際商取引における贈収賄を中心とする）に関する国連の作業も、一九七七年以降かなり進展し、八〇年には、不法支払に関する国際協定を採択するための全権会議を開催する一応の見通しがたてられている。しかし、経済社会理

事会は、依然として、多国籍企業行動規準の作成を最優先の作業としている。

なおアメリカにおいては、「一九七七年対外不正行為法」が発効している。Foreign corrupt practices act of 1977. P. L. no. 95-213, tit. I. 91 Stat. 1494, 15 U. S. C. §§ 78a, 78m, 77dd-1, 78dd-2, 78ff. "Note; a Congressional response to the problem questionable corporate payments abroad; the Foreign corrupt practices act of 1977," *Law & policy in international business*, Vol. 10, no. 4, 1978, pp. 1253-1304; "Foreign corrupt practices act of 1977," *Law & policy in international business*, Vol. 11, no. 1, 1979. pp. 255-61.

(13) *International standards*, p. 58.
(14) *Ibid.*, p. 53.
(15) *Ibid.*, p. 53-55.
(16) *Ibid.*, p. 46, para. 81.
(17) *Ibid.*, p. 75, 87.
(18) *Ibid.*, p. 46-7, para. 83.
(19) *Ibid.*, p. 47, para. 85.
(20) *Ibid.*, p. 38, para. 62.
(21) *Ibid.*, pp. 49-93.
(22) *Ibid.*, p. 16.
(23) *Coping with the new disclosure challenges worldwide*. New York, Business International Corp., 1978. pp. 98-99.
(24) *Ibid.*, pp. 15～6.
(25) 加藤竹松「多国籍企業の情報公開のための国連会計専門家グループ会議に出席して」『経団連月報』一九七七年三月号、四九頁。

二　OECD

OECD（Organisation for Economic Co-operation and Development, 経済協力開発機構）は、従来から「資本移動自由化規約」に基づいて資本移動の自由化を進めてきたが、多国籍企業問題の関心の増大に伴い、本問題の各種専門委員会の検討に加えて「国際投資多国籍企業委員会」（Committee on International Investment and Multinational Enterprises、略してIME委員会）を設置し、集中的な討議を重ねた。IME委員会は、その討議の結果を報告書としてとりまとめ、閣僚理事会に

報告した。そして、一九七六年六月の第一五回閣僚理事会で加盟国政府（トルコを除く）は、この報告書を「国際投資及び多国籍企業に関する宣言」（Declaration on international investment and multinational enterprises）及び関連の三つの理事会決定として採択した。[1][2] そして、この宣言に附属書として添付されているのが「多国籍企業の行動指針」、（Guidelines for multinational enterprises）であり、この指針の第二項に「情報公開」（disclosure of information）が規定されているのである。

ＩＭＥ委員会では、この行動指針に情報公開に関する項を設けることについての合意は存在していたものの、これに基づく情報公開の開示先を政府に対してのみとするか、一般公衆に対するものとするかについての議論がなされ、結局この行動指針の目的が多国籍企業の政策と目的に関する理解の促進にあることからして、一般公衆を開示先とすることで合意がみられた。また開示先が一般公衆とされたことにより、企業の競争上の地位が危険にさらされぬよう、企業機密についての配慮が払われた。

公表されるべき内容については、㈠企業に対して簡潔かつ一般的な情報の開示を求めればよいとする国と、㈡企業活動に関する開示内容をある程度詳細に規定すること、またその内容も企業の投資計画に関する情報及び企業会計上の細目をも含めるべきであるとする国とが対立した。結局は、両者の中間案が集中的に討議され現行の形にまとめられた。[3]

情報公開の対象となる「多国籍企業」の厳密な法的定義はなされなかったが、適用対象の多国籍企業としては、㈠通常二以上の国において設立され、民間若しくは国家により又はその双方により共同して所有されている会社又は他の構成体（entity）からなるものであること、㈡当該会社又は構成体の一又は二以上のものが、他の構成体の活動に対して重要な影響力を行使しうるほどに並びに特に他の構成体と知識及び資源を共有しあうほどに結びついているもの、という二つの要件を備えているものが対象とされることになった（行動指針序文第八項）。この結果、国際投資を行なっている企業のほとんど

は、この要件に該当し、行動指針の適用対象となるものと考えられる。

次に指針の「情報公開」の内容についていえば、ここでは多国籍企業の「透明度」（transparency）の低さからくる批判・懸念を除くため、それぞれの国の国内法に基づいて公開される情報に追加して、公衆の理解の向上に資する情報を公表することを定めている。すなわち、企業は、必要と認めたときは、各国の商法や証券取引法等で要求されるディスクロージャーよりも広範な内容の開示を要求される場合があるということである。ただし、この場合も企業の「事業活動の経済的な性格及び相対的規模、事業機密上の要請並びに費用」に対して妥当な考慮を払うこと（指針〔情報公開〕の項）が前提となつているため、そのかぎりでは必ずしも各国国内法で定めているもの以上を公表する必要がない場合もある。「事業活動の経済的な性格及び相対的規模」とは、その企業の活動分野、業種、競争状況等及び他の関連企業と比較した場合の規模等である。「事業機密上の要請並びに費用」の内容とは、一般的な観点から相当な事業機密及び費用である。公表の方法は、一般から要求があれば広報資料等の形で直ちに提出できることが最低限の方法である。公表時期については、合理的な期間内に定期的に少なくとも毎年一回とされている。(4)

公表される情報内容は、企業全体に関する財務諸表及び他の関連情報である。企業全体に関する財務諸表とは、連結財務諸表をさすものと思われる。この情報は、具体的には次のものを含んでいる。

㈠　親会社の名称及び所在地、その主要関連会社並びに当該関連会社間の株式持合いを含む直接及び間接の当該関連会社における株式保有比率を示す企業の組織

㈡　事業活動が行なわれる地域（geographical area）並びに親会社及び主要関連会社により当該地域において行なわれる主たる活動。

「地域」とは、各企業が特定の状況下で適当であると判断するところに従い、二以上の国の集合又は個々の国を意味する。いかなる

単一の集合方法も、すべての企業又はすべての目的に対して適当なものではないが、企業により考慮される要素としては、その競争力についての影響、地理的近接性、経済的類似性、事業環境の類似性並びに各国における企業の事業活動の性質、規模及び相互関係の程度のほか、それぞれの国又は地区で行なわれる事業活動の重要性も含まれる（原文注）

(三) 地域ごとの事業活動の実績及び販売高並びに企業全体の主要業務における販売高

(四) 地域ごとの重要な新規投資及び、実行可能な限り、企業全体の主要業務ごとの重要な新規投資

(五) 企業全体の資金の源泉及び使途の計算書

(六) それぞれの地域ごとの平均従業員数

(七) 企業全体の研究開発費用

(八) 企業構成体間の価格設定に関する方針

(九) 連結決算に関する会計上の方針を含め、公表される情報を作成するに当たつて遵守される会計上の方針

以上のように、行動指針における情報公開の特徴は、通常の財務情報、会計情報にとどまらず、その他関連情報、非会計情報を広く求めている点にある。

この宣言は、法的拘束力を伴うものではない。したがつて、これに賛同した加盟国政府が宣言の履行のために国内措置をとることを義務づけられることはないものの、道義的にはこの宣言の内容が履行されるよう努力することが要請されている（指針序文第六項）。

（1） 英文テキスト及び仮訳は、福田博（外務省）編『多国籍企業の行動指針――ＯＥＣＤ宣言の解説――』（時事通信社、一九七六年）二一三―五四頁。なお、本節は、本著によるところが大きい。

（2） 通産省の一九七六年度国際企業研究会（小林規威教授及び筆者等が参加）も、この行動指針についてドラフトの段階から詳細な検討を行なつてきた。この行動指針に対する欧米内部での反応については、同研究会による次の資料を参照。『昭和五一年度欧米国際企業実態調査団報告書（通産省委託

調査）』（日本貿易振興会、一九七七年）。なお、次の記事も参照。桜井雅夫「多国籍企業等に国境をこえた監視の目」『日経ビジネス』一九七六年七月五日号。

(3) 福田、前掲書、一三三―三四頁。

(3) 福田、同書、一三四―三五頁。

三　日　本

（一）対内投資

わが国の「外資に関する法律」は、対内投資を規整するものであり、少なくとも正当な法の手続による対内投資の数字は把握されている。また、独禁法の第六条第二項は、「事業者は、国際的協定又は国際的契約をしたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、当該協定又は契約の日から三十日以内に、当該協定又は契約の写（口頭の協定又は契約である場合にはその内容を説明する文書）を添付して、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない」とし、公取委への届出が義務づけられいる。しかしながら、届出後のデータの詳細は非公開であり、わずかに国際的協定と契約の件数のみを公取委の『年次報告』で知ることができる。

これに対して、通産省は、統計報告調整法第四条第一項に基づく行政管理庁長官の承認を受けて、外国投資家が株式又は持分の全部又は一部を所有している企業の事業活動の実態を把握することを目的として、一九六七年度から毎年継続的に「外資系企業」の動向調査を実施している。これは、「外資系企業」を、外国投資家が株式又は持分の二五パーセント以上（公益事業、銀行業、運輸業等のいわゆる制限業種について一五パーセント以上）を所有している企業とし、それを調査の対象としているものである。

その「外資系企業」に対する調査項目は、次のとおりである。

一　出資会社別出資比率
二　役員構成
三　販売支入状況
（一）　総売上高（輸出高に占める国別輸出割合を含む）
（二）　仕入高（輸入高計に占める国別輸入割合を含む）
四　設備投資実績及びその資金調達状況
五　研究開発関係費支払額
六　損益及び利益処分状況
七　財務状況
八　減価償却明細
九　資金調達実績
一〇　その他
（一）　発行済株式総数の一〇パーセント以上を当該外資系企業が保有している会社の有無並びにその名称及び当該外資系企業の出資比率
（二）　日本の産業経済団体への加入状況

記入のための用語は、原則としてわが国商法に基づく「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」に従うこととしている。

この調査は、「外資系企業」の悉皆調査である。回収率に若干の問題はあるものの、現状では対内投資の実態の一部分を知

るうえで唯一のデータというべきものである。利用者によつては物足りない点もあるが（例えば、国際合弁契約に伴う技術援助契約の有無及びその内容並びに非会計情報が殆ど含まれていない）、外国為替管理法改正の方向を考えれば、この調査は諸々の使用目的から貴重な存在となる。(1)

「外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案」は、第九〇回臨時国会（一九七九年十一月二六日―十二月十一日）に於て可決・成立した。この法律によれば、対内投資は原則として事前届出をもつて足りること、すなわち投資は原則自由の建前に改められることになる。(2) とすれば、外国為替管理法上の投資管理はますます政府の手を離れるため、対内投資に関する統計数字は、少なくとも一般市民には入手できなくなる。まして外国投資家の事業活動全般については、その全ぼうを知ることは不可能となる。

(1) 最新版は、通産省産業政策局編『第一一回外資系企業の動向』（大蔵省印刷局、一九七八年）

(2) この法律案の提出理由の全文は、次のとおりである。

「最近における国際経済情勢の推移及び我が国が開放経済体制をとることをその基本的姿勢としていることにかんがみ、外資に関する法律を外国為替及び外国貿易管理法に統合するとともに、これまで原則的に禁止する建前とされていた資本取引、役務取引等の対外取引について原則自由の建前に改め、預金契約に基づく債権の発生等に係る取引等の特定資本取引等に限つて大蔵大臣等の許可を要するものとし、金銭の貸借契約に基づく債権の発生等に係る取引等特定の資本取引等については我が国の国際収支の均衡の維持の必要がある場合等特定の場合に限つて大蔵大臣等の許可を要するものとすることができることとするほか、対内直接投資、技術導入契約の締結等特定の取引又は行為については原則として事前届出をもつて足りるものとする等、対外取引について必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展を期するとともに国際収支の均衡及び通貨の安定を図り、我が国経済の健全な発展に寄与する見地から所要の改正を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」

（二）対外投資

対外投資の実態を把握することは、現状では殆ど不可能である。その理由は、外国為替管理法による対外投資の事前届出はあるものの、現実に投資家がどれだけの投資を実施したかを追跡する制度が不十分であるからである。日本銀行及び大蔵

省は、この事前届出に基づいて、定期的に対外直接投資のデータ（投資受入れ国別、投資家別等）を非公開資料として整理しているが、右の理由により対外直接投資実績及び残高を知る正確なデータとしては利用できない。しかも、その詳細は非公開とされている。(1)

「貿易外取引の管理に関する省令」の別表第五の備考二には、次のような規定がある。すなわち、

「対外直接投資」とは、居住者による次に掲げる外国法人の発行に係る外貨証券の取得若しくは応募（当該外貨証券の取得又は応募により、当該外国法人がイ及びロに掲げる外国法人に該当することとなる場合の当該外貨証券の取得又は応募を含む。）又は当該外国法人に対する貸付けをいう。

イ　当該居住者が当該外国法人の発行済株式総数の百分の二十五以上の株式を有する外国法人

ロ　当該居住者が当該外国法人の持株に係る出資の価額の総数又は口数の総数の百分の二十五以上の持分を有する外国法人

ハ　当該居住者がイ及びロ以外の外国法人との間において次のいずれを長期に行おうとしている場合の当該外国法人

(1)　役員の派遣

(2)　製造技術の提供

(3)　原材料又は製品等の売買又は供給

(4)　資金の援助

(5)　総代理店契約の締結

(6)　その他密接な経済関係の樹立

以上の規定に基づいて、日本銀行及び大蔵省がデータを整理しているわけである。出資比率の区分け基準と貸付金額に恣意的な考慮がなされているうえに、ハに至つては、日本銀行の担当者及び大蔵省の担当官以外には判らない対外直接投資抽出基準によるとしか考えられない。さらに、くり返すまでもなく、これはあくまで届出ベースであつて実績ベースでない点に注意すべきである。[2][3]

それにしても、直接投資と証券投資の識別基準のひとつである右省令のハに基づくデータは、非会計情報を知るうえでも有用であるはずである。

独禁法は、対内投資の場合と同じく、対外投資についても、第六条第二項の規定を適用するので、投資に伴つて国際的協定又は国際的契約があれば、すべて公正取引委員会への届出を義務づけている。しかしながら、このデータの詳細も非公開とされている。[4]

このような状況では、投資後の事業活動の実態（会計情報及び非会計情報）を知ることは、わが国政府とても困難である。この点に関し、通産省は、対内投資の場合と同じく、統計報告調整法に基づく承認のもとに、一九七一年度から毎年わが国企業の海外事業活動の動向調査を実施している。この調査は、「外国為替及び外国為替管理法」の規定により外貨証券の取得の認可を受けて、外国法人の経営に参加しているわが国企業（「本社企業」）を対象としている。なおこの調査においては、「現地法人」とは対外直接投資の対象となつている外国法人をいい、本社企業の出資比率の如何を問うておらず、また「孫会社」とは、日本側出資比率合計が五〇パーセントを超えている現地法人が五〇パーセント超の出資を行なつている外国法人であるとしている。ここでも、すでに外国為替管理法上の定義との間に混乱がみられる。

その「本社企業」に対する調査項目は、次のとおりである。

一、本社企業の概要

（一）　本社の概要
（二）　海外事業活動の概要
（三）　海外投資計画

二　現地法人の概要
（一）　現地法人名称・所在地・主要取扱品目
（二）　財務状況
（三）　売上高、仕入高の地域別割合
（四）　出資比率
（五）　役職員状況
（六）　投資資金調達方法

三　孫会社の概要
（一）　孫会社名称・所在地・主要取扱品目
（二）　出資比率
（三）　孫会社の概要

記入のための用語は、原則として「商法」に基づく「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」、「外国為替及び外国為替管理法」及び同法政省令に従うこととしている。

この悉皆調査もまた、外国為替管理法による統計数字の完全な把握という大前提がないために、子会社、関連会社、孫会社等の統計データが不完全であり、まして事業活動の実態は把えがたい。しかしながら、この調査は、外国為替管理法改正

の方向を考えれば、今後強化が考えられこそすれ、中止などということはマイナス面がきわめて大きいものといわなければならない。(5)(6)

（1）一部公開したマクロ・データとして最新のものは、『財政金融統計月報』一九七七年九月の特集号がある。

（2）わが国の対外直接投資を扱った論文はきわめて多いが、この点を十分に承知していない論者が少なくない。実績ベースの数字は、ある程度日銀の『国際収支統計月報』で知ることができる。

（3）「当該外国法人」でない法人への貸付けについては、同省令別表二の「貸付け」に分類され、手続きもデータ整理も対外直接投資とは別になされる。

（4）協定又は契約の件数のみは、公正取引委員会の年次報告で知ることができる。

（5）最新版は、通産省産業政策局編『第七回我が国企業の海外事業活動』（大蔵省印刷局、一九七八年）。

（6）かつて、日本輸出入銀行は、対外投資の「将来の指針をうる」ことを目的として、悉皆に近い標本調査を実施していた。その本社に対するアンケートの調査項目は、次のとおりである。

一　投資の概要

（一）投資先（現地会社）の概要

（二）日本側からの投資

（三）パートナー（合弁の相手先）

（四）現地会社の事業活動と日本との関係

二　企業進出のメリット

（一）企業進出の販売面での主たる目的

（二）企業進出による主たる利益

（三）現地での企業経営上の主たる利点

（四）企業進出と輸出との関係

三　現地会社の業況

（一）期間損益

（二）繰越損益

（三）現地会社の配当状況

（四）貸付金の回収状況

（五）市場状況

四　現地会社の資金面の問題
（一）　設備資金の調達状況
（二）　運転資金の調達状況
五　現地会社経営上問題となる現地事情
（一）　とくに問題となる事情
（二）　とくに問題となる現地労働事情
（三）　実際に問題となる現地政府の政策
（四）　現地政府から享受する優遇措置
六　現地会社の今後の見通しと計画
（一）　今後の見通し
（二）　今後の計画

この調査は、一九六五年から実施されていたが、一九七二―七三年の第四回調査をもつて中止となつた。したがつて、最終の調査結果としては、次の資料が利用できるのみである。日本輸出入銀行調査部『わが国海外投資の現況と展開方向――第4回海外投資アンケート調査報告』――（一九七四年）。

四　イギリス

イギリス会社法は、一般公衆に対する完全な情報の開示を指導理念とする経済自由主義政策を反映し、私企業に対する政府の規制も財務情報のディクロージャーを通じて行なうことを建前としている。したがつて、会社法が財務諸表と監査制度の大要を定めている。さらに、会社法は、株主に財務諸表を提出する取締役の義務を定めているほか、一九六七年会社法は、取締役報告書（directors' report）の記載事項を大幅に拡大している。会社の経営に関する情報の公開、企業の社会的責任にかんがみた企業活動の社会的側面の開示等の勧告をも行なつた「ジェンキンス報告」[1]の全部が採り入れられたわけではないが、この取締役報告書の詳細化のなかに若干の非会計情報を知ることができる。

一九六七年会社法における非会計情報の開示の精神をこの取締役報告書に関する規定の中で汲みとれば、次のようになろ

う。

(一) 異業種での活動があれば、その事業別の売上高と利益性（第一七条）

(二) 従業員の週別平均雇用人数及びその賃金の年別支払額（第一八条）

(三) 五〇ポンド超の政治献金又は慈善事業への寄附についてその支払先別金額（第一九条）

(四) 五万ポンド超の売上げのある会社ついては、輸出売上高の有無と輸出高（第二〇条）

このうち、(三)と(四)については、ジェンキンス委員会の勧告にはなかつた要件である。前者は、政治の罠（gimmick）であるとして激しい抵抗を受けたが、結局、このような献金や寄附によつてどのような慈善事業と政治目的が達成されるのかについて、株主が「知る権利」（a right to know）を有しているという理由で正当化されたものである。また後者については、輸出データを公表することが輸出ドライブを促進するために得策であるとの理由で正当化された。[2] なお、その他すべての事項について、情報開示が会社又はその子会社の事業を害うものでないかぎり、株主が当該会社の問題を評価するうえで重要であるものは、その詳細を取締役報告に記載しなければならないことになつている（同法第一六条第一項(f)号）。

(1) Gt. Brit. Board of Trade, *Report of the Company Law Committee*, London, H. M. S. O., 1960. とくに paras. 243, 394.

(2) Gower, L. C. B., *The principles of modern company law*. 3rd ed. (London, Stevens & Sons, 1969). p. 467.

五　西ドイツ

西ドイツにおいては、西ドイツ法人の株式会社の会計情報に関しては、株式法と開示法（Publizitätsgesetz）によつて開示がなされ、上場会社は、若干の非会計情報に関しては、ドイツ証券取引所協会の一九七〇年一一月三〇日付「上場会社中間報告書作成基準」によつて報告書に記載されることになつている。

同基準の第四項は、次のように規定している。

「4　内容

西ドイツ証券取引所協会、株式普及協会、西ドイツ産業連盟、西ドイツ銀行連盟、西ドイツ貯蓄金庫・振替銀行連盟の一九六九年六月の呼びかけに応じて、中間報告書には次のような事項が記載されるべきである。

(a) 総売上高、輸出比率（報告期間内又は営業年度開始以後）
(b) 受注高、受注残高、操業率
(c) コスト及び価格の状況
(d) 収益状況
(e) 雇用状況
(f) 投資
(g) その他重要な事実（資本参加、取得等）
(h) 前年同期及び当該事業年度の経営期間を参考にした報告期間内の総合的評価、見通し[1]

(1) 高木文雄監修『海外事業の会計と税務』（清文社、一九七六年）四二三―四頁。

六　アメリカ

(一) センサス

少なくとも対外投資に関しては、政府は、一九二九年に初めて直接投資分の調査を実施し[1]、その後、一九四三、五〇、五七年について詳細なセンサスを実施し、結果を発表している[2]。また商務省の "*Survey of current business*" は、一九四九年

以降毎年一―二編の対外・対内投資のデータと論文を掲載している。[3]

このような調査の結果によつては、対外投資の統計数字一般については知ることができるものの、事業活動について広く知ることはできない。

対内投資については、少なくともアメリカ法人であれば、一九三三年証券法、一九三四年証券取引法及び一九四〇年投資法等を執行する証券取引委員会（SEC）の指導で公開される財務諸表及び開示される財務情報で、会計情報をある程度知ることができる。また、前出のOECD「多国籍企業の行動指針」におけるセグメントによる情報公開規定の影響もあり、財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board 略してFASB）が、セグメンテーションに関する表明書を発表しており、[4] この表明書に従つて連結財務諸表を作成する会社については、当該会社の業種別活動、海外事業活動、輸出販売及び取引相手についての詳細が知れるようになつた。

しかしながら、このような方式によつても非会計情報を十分に知ることはできない。このような背景と対米投資の急増という状況から、アメリカでは国際投資調査法規の整備が検討されはじめた。[5]

(1) U. S. Dept. of Commerce, *American direct investment in foreign countries*, 1929. (Washington, D. C., 1930)(Trade information bulletin, no. 731)

(2) U. S. Dept. of Treasury, *Census of American owned assets in foreign countries* (Washington, D. C., 1947); U. S. Dept. of Commerce. Office of Business Economics, *U. S. business investments in foreign countries; a supplement to the Survey of current business*. (Washington, D. C., 1960); U. S. Dept. of Commerce. Office of Business Economics, *Direct private foreign investments of the United States, census of 1950; a supplement to the Survey of current business* (Washington D. C., 1953)

(3) 例えば、最近の論文は次のとおりである。Chung, W. K., *and* G. G. Fouch, "Foreign direct investment in the United States, 1977." 及びScholl, R. B, "The international investment position of the United States; developments in 1977." *Survey of current business*, Vol. 58, no. 8, Aug. 1978.

(4) Financial Accounting Standard Board, *Statement of financial accounting standards no. 14; financial reporting for*

segments of a business enterprise (Stamford, Conn. 1976) 58p.

(5) わが国通産省も、今後のわが国対外投資調査制度の可能性を検討すべく、一九七五年度海外事業活動実態調査委員会として、アメリカの法規の検討を行ない、筆者もその委員として加わつた。詳しくは、『昭和五三年度海外事業活動実態調査団報告書――「国際投資調査法」とベンチマークサーベイ――（通産省委託調査）』（日本貿易振興会、一九七九年）。

（二）対内投資

（a）審査諸法案

アメリカでは、一九七〇年前後から対内投資が急増し、現実的にも潜在的にも対米投資国が多く出現し、また外国投資家がアメリカ法人を数多く買収し、さらに一般土地、農地を含むアメリカ天然資源についての外国投資家の関心が高まり、否応なしにアメリカ国民の対内投資に対する関心は高まつていつた。

さらに、一九七三年石油危機後の産油国の収入とそれに伴う対米投資金の急増によつて、一九七三、七四年には対内投資に対するアメリカ国民の警戒心が一層強まつたといえる。(1)

このような状況のなかで、ようやく議会は対米投資問題を要付議事項としてとりあげ、公聴会がひんぱんに開催され、その後対米投資についてさまざまな面を強調した提案が数多くなされた。

一九七四年四月現在で、提出された法案は次のとおりであつた。

(一) ロー（Roe）下院議員（民主党、ニュージャージー州選出）による二法案

「外国企業による所有株式の登録義務化、及び戦略産業、資源産業にとつて脅威とみなされる外国投資に関して、検討委員会を創設する内容の法案」

「アメリカの貿易と国内経済の維持に影響する投資を禁止するもの」

㈡　イノウエ（Daniel Inoue）上院議員（民主党、ハワイ州選出）による法案

「外国投資については、連邦レベルでの二年間の検討猶予期間をおくとするもの」で、同様の法案は、カルバー（Culver）下院議員（民主党、アイオワ州選出）からも提出された。

㈢　パットマン（Patman）下院議員（民主党、テキサス州選出）及びリーズ（Rees）下院議員（民主党、カリフォルニア州選出）による法案

「外国銀行の支店開設に関する規制」に関わるもの

㈣　デント（Dent）下院議員（民主党、ペンシルバニア州選出）による法案

「アメリカ会社資本の五パーセント以上の外国人所有を禁止する」もの

㈤　モス（Moss）下院議員（民主党、カリフォルニア州選出）による法案

「貿易及びエネルギー関連産業の外国人所有を禁止する」もの[2]

これをみてもわかるとおり、アメリカが対内投資について進めてきた「自由無差別の原則」を崩そうとする法案が殆どであつた。このうち、ダニエル・イノウエ議員のイニシアティブによる法案は、ハワイ州内観光業に集中した対内投資がもたらすインパクト乃至摩擦の大きさにかんがみて、今後の対内投資政策決定に必要な外国資本実態調査を求めたものである。[3]この法案は、直ちに対内投資規制を行なうことを目的としたものではなく、アメリカの経済と社会に対する外資のインパクトを把握するために基礎的な情報を収集し、現状について評価しようとする点に特色があつた。

(1)　たとえば、石油輸出国機構（OPEC）諸国の在米資産は、一九七三年には一一億七九〇〇万ドルであつたのが、七四年には一一八億八四〇〇万ドルに急増している。詳しくは次の論文を参照。Bach, C. L., "OPEC transactions in the U. S. international accounts, 1972–77", *Survey of current business*, Vol. 58, no. 4, Apr. 1978.

(2)　『通商弘報』一九七四年五月八日号七頁。

(3) 筆者は、一九七四年の産業構造審議会余暇部会専門委員として、同部会でレジャー産業海外投資の行動規制を主張してきたが、結果的には、それまでの野放し的ハワイ向け投資が本土向け外国投資を警戒させ、さらには審査法の制定を誘発することになつたといえる。筆者の個人的見解は、次のように発表している、桜井雅夫「レジャー産業の海外進出」『日経ビジネス』一九七五年五月一二号。

(b) 一九七四年外国投資調査法

右法案は、一九七四年一〇月二六日に大統領の署名を得て「一九七四年外国投資調査法」(Foreign Investment Study Act of 1974)[1]として成立した。この法律により、商務省と財務省は、(一)アメリカにあるすべての既存の対内直接・証券投資の「ベンチマーク調査」(benchmark survey)を行なうこと、(二)アメリカ経済に対する対内投資の効果を分析すること、(三)外国投資家に適用される現行の報告要件を検討すること、及び(四)対内投資に関するカレントな情報と統計を維持するための手段について勧告を行なうこと、となつている。[2] このため、一九七四年度を対象として、商務省が対内直接投資につき(同法第五条)[3]、また財務省が対内証券投資について(同法第六条)[4]、それぞれベンチマーク調査を実施した。

とりわけ、この法律は商務省に対して次のような事項を実施するよう求めている。

――アメリカ向け外国直接投資活動の性格、範囲、規模及び割合について調査し検討すること(第五条第一号)

――外国企業がアメリカにおいて直接投資を行なつている理由を調査すること(第二号)

――外国直接投資がアメリカに流入する際のプロセスと機構、外国直接投資家が利用する資金調達方法及びアメリカ金融市場に対するそれら資金調達の影響を確認すること(第三号)

――既存アメリカ企業の取得及びテイクオーバーに際しての外国直接投資の範囲と重要性、新規施設又はアメリカ企業との合弁事業の形態によるかかる投資の重要性、及び国内事業競争に及ぼす効果を分析すること(第四号)

――特定の地域(複数)及び経済部門(複数)への外国直接投資の集中及び配分を分析すること(第五号)

――アメリカの国家安全、エネルギー、天然資源、農業、環境、不動産保有、国際収支、貿易収支、アメリカの国際経済上の地位、及び様々な重要なアメリカ生産市場に対する外国直接投資の効果を分析すること（第六号）

――雇用の機会及び慣行に関する外国直接投資の効果及び外国企業が雇用する外国人及びアメリカ人経営執行部の活動及び影響を分析すること（第七号）

――アメリカ向け直接投資に関する連邦、地域、州及び地方の法律、規則、規程、規整及び政策の効果を分析すること（第八号）

――アメリカ向け外国直接投資に関する連邦、州及び地方の法律、規則、規程、プログラム及び政策とその目的及び効果と、比較に意味がある特定の国及び地域の法律、規則、規程、プログラム及び政策とを比較すること（第九号）

――アメリカ向け外国直接投資活動と海外でのアメリカ人投資家の投資活動を比較、対照し、かかる海外でのアメリカ人の活動がアメリカにおける外国企業の投資活動及び政策に対して与えるインパクトを評価すること（第一〇号）

――情報、公開及び報告の要件及び手続を研究すること（第一一号）

――アメリカ人及び外国人の投資家の会計、財務報告その他の事業慣行の間での相違がアメリカ向け外国人投資活動に対して与える効果を決定すること（第一二号）並びに

――外国直接投資活動に関する情報及び統計を最新のものとしておくための手段について研究し、勧告すること（第一三号）。

商務省は、右規定に基づいて調査を実施し、一九七五年一〇月に中間報告を、さらに一九七六年四月に最終報告書[5]を議会に提出した。要するに、外資に対するアメリカの自由無差別原則に変更を加える必要がない、というのが結論であつたが、この報告書、一部のデータ不足や一層調査すべき項目を指摘し、今後このベンチマーク調査を一〇年ごとに行ない、年次標

本調査も一層集中的に行なうよう勧告している。

(1) P. L. 93-479 ; 88 Stat. 1450 ; 15 U. S. C. 78b note.

(2) U. S. Dept. of State, *Digest of United States practices in international law, 1975.* (Washington, D. C, U. S. Govt. Print. Off., 1976) pp. 538-40.

(3) 施行規則は、*Federal Reg.*, Vol. 40, no. 23, Part I, Feb. 3, 1975, pp. 5003-07.

(4) 施行規則は、*Federal Reg.*, Vol. 39, no. 246, Part II, pp. 44119-40.

(5) U. S. Dept. of Commerce, *Foreign direct investment in the United States* (Washington, D. C., 1976) 9 vols. 全体で七五〇〇頁にのぼるが、第一巻(総論)については、次の仮訳がある。『米国における外国からの直接投資』(日本貿易振興会、一九七七年)。また、この報告書に依拠する論文としては、次のものが有益である。佐藤定幸『アメリカに対する外国直接投資』(一橋大学経済研究所、一九七九年)(特定研究「多国籍企業の発展と国際経済環境の変化に関する研究」シリーズ第一号)。佐藤定幸「アメリカ銀行業への外国投資」『経済研究』(一橋大学経済研究所)(岩波書店)第三〇巻第二号(一九七九年四月)一六四—八〇頁。

(c) 一九七八年農業外国投資開示法

アメリカが対内投資を無差別自由の原則によつて認めていく方針であることは先述のとおりであるが、投資後の調査とくに土地・農地向け外国人投資についてはきわめて敏感になつており、この部門での情報公開要求は厳しくなつてきている。

「一九七八年農業外国投資開示法」(Agricultural Foreign Investment Disclosure Act of 1978)[1] の制定は、それを端的に示したものである。この法律の目的は、アメリカにおいて農地に関する権益を取得し、譲渡し又は保有する外国人に対して、かかる取引及び保有状況を農務長官に報告することを義務づけることにある。そして、農務省は、これら報告に含まれる情報を分析し、かかる取引及び保有がとくに家族的農場及び農村地域社会に対して与える影響を判定すること等も主なねらいである。

報告要件は、それぞれの事例で異なるが、第二条によれば、例えば農地に関して証券上の権益でない何らかの権益を取得

又は譲渡する外国人は、その取得又は譲渡の日後九日以内に、所定の様式と手続に従つて、次のような内容を含む報告書を農務長官に提出しなければならない。

(一) かかる外国人の法的名称及び住所

(二) かかる外国人が個人であれば、その外国人の国籍又は市民籍

(三) かかる外国人が個人又は政府でないときは、その権益を保有する法的構成体の性質、その外国人が設立され又は組織された国及びその外国人の主たる事業場所

(四) かかる外国人が取得又は譲渡した農地に関する権益の種類

(五) かかる農地の法的明細及び面積

(六) かかる権益のために支払われた購入価格又はその他の代金

(七) 外国人がかかる権益を譲渡する場合には、その権益の譲受人の法的名称及び住所

(八) かかる報告書を農務長官に提出する日現在で、その外国人がその農地を使用している農業上の目的、並びに

(九) その他、農務長官が施行規則によつて必要とする情報

以上のように、農地向け対内投資については、通常の財務諸表等の作成のほかに、前記一九七六年国際投資調査法とこの法律に基づく会計情報と非会計情報の開示を求められるのである。

(1) P. L. 95-460, 7 *U. S. C.* 3501 note. 施行規則は *Federal Reg*, Vol. 44, no. 26, Feb. 6, 1979, pp. 7115-18.

(三) 対外投資

――一九七六年国際投資調査法

一九七四年外国投資法は、右最終報告が議会に提出された点でその目的を果たし終えたわけであるが、引きつづき情報の収集・分析のために法令を整備する必要性から、次の「一九七六年国際投資調査法」(International Investment Survey Act of 1976)[1]が制定されたといえる。

なお、一九七五年五月には、行政命令第一一八五八号をもつて、国務省、財務省、国防省及び商務省の代表並びに大統領経済担当補佐官から成る「対米外国投資委員会」(Committee on Foreign Investment in the United States)が設置された。[2]

一九七四年法と七九年法とのちがいは、前者がもつぱら対内投資を対象としているのに対し、後者が対内投資と対外投資の双方を対象としている点にある。

〔一九七六年国際投資調査法の概要〕

この法律は全文九条からなり、その概要は次のとおりである。

第一条(法の略称)

第二条(背景と目的)

議会は、次のような認識を有している。すなわち、

(一) 政府は今日、対外投資・対内投資に関する情報について、限られた量でしか収集する権限を与えられていないこと

(二) 国際投資は、近年急速に増大していること

(三) かかる投資が、アメリカその他の諸国に大きな影響を及ぼしていること

(四) 多国籍企業その他の国際投資家の活動に関する情報入手について、国際的な努力が進んでいること

(五) アメリカ政府には国際投資とその諸影響(安全保障、雇用、インフレなど)に関する情報が不足しているため、かかる投資の結果に関して正確な評価ができないこと

(六) 国際投資に対するアメリカの的確な政策を展開するためには、かかる投資に関する正確かつ包括的な情報を議会が必要としていること

(七) 現行の法的権限に基づいて収集する国際投資の評価資料は、現状ではその範囲に限界がありかつ内容が古く、政策策定と意思決定には不十分であること。

以上の諸点を考慮して、大統領に対し国際投資に関する権限を付与することになつている。

第三条（定義）

一一の用語について定義を行なつている。ちなみに、「直接投資」（direct investment）とは、一人の者（法人を含む）が、法人企業において一〇パーセント若しくはそれ以上の議決権付証券を所有し若しくは支配すること又はそれに等しい権益を人格なき企業（unincorporated business enterprise）において支配することであり、「証券投資」（portfolio investment）とは、この直接投資に含まれないすべての国際投資である、としている。

第四条（権限及び義務）

大統領は、必要かつ実行可能と認める範囲で、次の事項を行なうこととしている。

(一) 国際的な資本の流れに関するカレントな情報その他国際投資に関する情報を確保するため、定期的なデータ収集計画を実施すること。このなかには、アメリカの国際収支、アメリカの親会社と関連会社の雇用と税金、アメリカの国際投資ポジションが含まれる、

(二) アメリカの経済的福祉と安全保障に大きな意味を有する国際投資の特定の側面に関してタイムリーな方法で報告書を作成するのに必要な調査研究を実施すること、

(三) 国際投資に関する情報、ディスクロージャー、報告要件と手続の適正度を研究すること。国際投資に関する情報の記

録・収集・検索及び統計の分析・表示について必要な改善策を勧告すること。国資投資に関わる法規の国内及び国際的進展について、上院外交委員会、通商委員会、下院国際関係委員会に対して定期的に報告すること。

(四) この法律に従つて収集される定期的、規則的かつ包括的な統計情報を、一般公衆および政府の利用に供するために公開すること。

大統領は、対外投資、対内投資に関して、少なくとも五年に一回は包括的なベンチマーク調査を実施する。

情報収集活動は、国際投資に関する政策の展開にあたつて適時かつ有益であるように実施する。

第五条（規則及び情報へのアクセス）

この法律の目的達成のために必要な規則を制定し、情報の収集・保持に資する。

提供した情報は外部に漏らしてはならず、あくまで政府部内における分析目的にのみ供しなければならない。

第六条（執行規定）

第七条（専門家等の利用）

第八条（協議と検討）

第九条（予算措置）

〔ベンチマーク調査〕

右第五条に基づいて、ベンチマーク調査が実施されることになつたが、一九七七年一月一九日付行政命令第一一九六一号により、直接投資については商務省が、また証券投資については財務省がそれぞれ担当機関に指定された。

現在、商務省が行つているベンチマーク調査のうち直接投資について概括すれば、次のとおりである。(4)

(一) 報告義務者――一九七七年中に右第三条にいう投資を行なつているアメリカ在住者（企業）。

㈡　調査対象期間――原則として一九七七年暦年ベース。

㈢　調査案――親会社用は様式「BE―10A」、海外関連会社用は様式「BE―10B」を使用する（一社につき一通）（後出）

㈣　調査作業スケジュール――一九七八年二月時点での予定では、調査票発送が一九七八年二月六日、データ公開が一九八〇年一一月、となつている。[5]

右に述べた調査票は、「BE―10A」が八頁、「BE―10B」が一二頁にわたつて詳細な記入を求めている。「BE―10A」の項目は、およそ次のとおりである。

第一部　アメリカ人報告者の身元確認

一、報告者の名称及び住所

二、報告者の組織形態

三、報告者が会社であれば、その会社は他のアメリカ企業によつて議決権株式の五〇パーセント以上所有されているか

四、報告者がアメリカの所得税・賃金税の申告に使用している使用者身元確認番号

五、この報告で連結していないアメリカ国内企業があれば、その名称及びデータを含めない理由

六、報告者の主たる事務所の所在地

七、外国子会社報告件数

八、報告期間の始期

九、報告期間の終期

一〇、子会社でないアメリカ人との取決めの有無

一一、子会社でない外国人との取決めの有無

一二、商標（件数）
一三、特許、プロセス、産業ノーハウその他の無体財産（件数）
一四、右一二及び一三における取決めに含まれるクロス・ライセンス（件数）
一五、報告者の主要活動
一六、報告者の主要製品又はサービス
一七～二四　右一六に関連して、扱つている製品、サービスの種類を純売上高でみて、上位八品目までの各産業分類コードと全体に占める比重（%）を示すこと
二五、純売上高の総比重（%）（一七―二四の総計）
二六、（略）

第二部　アメリカ人報告者の財務・事業データ

A　二七―四九　貸借対照表
B　五〇―六二　所得
C　六三―六九　留保収益
D　七〇　追加払込資本
E　七一―七五　配当金、利子及び税
F　七六―八〇　技術
G　八一―八六　資金、工場及び設備
H　八七―八九　石油鉱物の探査開発費

I　九〇―一〇三　雇用・人件費

J　一〇四―一五九　貿易

「BE―10B」の項目は、およそ次のとおりである。

第一部　海外子会社の身元確認

一　子会社のアメリカ人報告者の名称

二　報告さるべき子会社の名称

三　海外子会社の通し番号

四　名称変更

五　連結海外子会社数

六　海外子会社の組織形態

七　海外子会社の法人格付与国

八　所在国

九―一一　報告期間

一二―二八　所有関係

二九―三一　外貨表示財務諸表の米ドル換算

三二―三五　親子会社間のライセンシング、協定

三六―四一　子会社と非居住者間のライセンシング、協定

四二―四五　現地政府の投資奨励措置

四六―六〇　現地政府からの操業許可条件
第二部　子会社の事業基礎データ
A　六一―八一　貸借対照表
B　八二―九三　所得
C　九四―一〇〇　留保収益
第三部　親子会社間取引
A　一〇三―一一六　親子会社間投資
B　一一七―一二九　子会社に対する親会社の持分の変化
C　一三〇―一三七　配当、利子、ロイヤルティ等（親会社の受取り）
D　一三八　子会社の純所得に対する親会社の持分
第四部　一三九―一四五　子会社の財務・事業特定データ
第五部　子会社の財務・事業詳細データ
A　一四六―一六〇　資産、工場、機器類
B　一六一―一六三　石油鉱物の探査開発費
C　一六四―一六八　在庫等
D　一六九―一七四　配当、利子、税、補助金
E　一七五―一八一　技術
F　一八二―一九六　対外金融取引

G　一九七―二〇八　雇用・賃金

H　二〇九―二三六　売上・営業収益の内容

I　二三七―二七二　子会社の対米貿易

J　二七三―二七五　アメリカ以外の第三国からの子会社による輸入

様式「BE―10A」は約六、〇〇〇通、株式「BE―10B」は約三万通が発送されているが、一九七八年現在で、合計二万七、〇〇〇通ほどが回収済みである。データの公開は、スケジュールより遅れて一九八一年六―七月の見込みといわれる。

(1) P. L. 94-472, 90 Stat. 2059, 22 *U. S. C.* 3101 to 3108.

(2) U. S. Dept. of State, *op. cit.*, pp. 617-18.

(3) 投資家による報告書の提出は、この法律の第五条(b)項(2)号（22 U. S. C. 3104）に従つて強制的なものとされている。

(4) U. S. Dept. of Commerce. Bureau of Economic Analysis, *Benchmark survey of U. S. direct investment abroad-1977; instruction booklet.* (Washington, D. C, 1977) 19p.

(5) 詳しいスケジュールは、次のとおり。

(a) 調査票発達――一九七八年二月六日

(b) 提出期限

イ、子会社が一九社以下の場合――同年五月三一日

ロ、二〇―九九社の場合――六月三〇日

ハ、一〇〇社以上の場合――七月三一日

(c) キーパンチ作業終了――一九七九年四―七月

(d) 修正作業終了――一九八〇年七月

(e) データの公開――同年一一月

むすびにかえて

以上、外国投資家による投資の実態を把握するための各国際機関及び主要国の制度を概観した。これまでのところでもわかるように、対内投資・対外投資について、その統計数字、事業活動の実態全般、会計情報及び非会計情報を十分に把握するような法的措置は、未だ存在していない。

このような作業についてのいくつかの問題を指摘しておこう。第一に、国際投資とそのインパクトを調査解析し、政府が的確な政策を展開することを目的として、法的措置——国際法、国内法——を講じれば十分にその評価資料が得られるという保証はない。

第二に、法的措置によつてこれまでより詳細な情報を収集し得たとしても、これを分析する能力と手段とを政府が確保できるものか疑問である。

第三に、投資家による情報公開に限界があるほかに、公開せしめて情報を分析しても、ごく一般化した分析結果のみを公表する政府の方針にも問題なしとしない。

第四に、一般公衆に情報又は分析結果を開示することが、どれだけの意味があるのか、それとも公衆への開示には積極的意味がないとして非公開情報収集の結果に基づいて、政府による企業活動の規整を強めることがよいか、という点にも問題がある。

わが国の場合、政府の目的が、情報公開をもつてわが国通商産業政策に資するようにすること、国際自由競争を確保すること、さらに事業活動に対する一般公衆の懸念を軽減すること、というのであれば、事業機密の維持は配慮しながらも、公開事項はできるかぎり広い方がよいと考える。

その代わりに、第一に、政府はできる限り重複を避け無駄を省く努力をしなければならない。具体的には、商法、証券取引法、独禁法、外国為替管理法等で求める情報、統計報告調整法に基づいて通産省が求める情報、さらに国連、ＯＥＣＤその他の国際機関の基準によつて求められる情報等について、できる限り共通項目を多くしかつ開示基準、記入要領を統一することである。

第二に、開示された情報の利用・分析については、政府が責任をもつて対処し、企業機密に十分な保証を与えることが肝要である。[1] その限りにおいて、わが国政府もそれに必要な予算はアメリカ政府なみに講じればよい。[2] 重要なことは、やはりその情報公開を求める基本目的がどこにあるのかを、わが国政府がより明確にすることであろう。

（1）わが国企業の場合には、国内・海外事業活動の会計情報・非会計情報を政府に提出するための作業量と費用は相当なものである。このうえに政府関係機関やその他民間機関からのアンケートに対して作成する回答を加えれば、会社の労苦は想像に難くない。

（2）アメリカは、例えば、一九七六年国際投資調査法の実施だけでも、一九七七／七八会計年度のために一〇〇万ドル、さらに一九七八／七九会計年度のために一〇〇万ドルの予算を計上している（同法第九条）。